

令和7年度茨木市障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和7年4月策定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立及び社会参加を促進するため、市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針における用語の意義は、障害者優先調達推進法の定めるところによる。

3 適用範囲

この方針は、市の全ての部局が行う物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる施設等

この方針による調達の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型、B型）

(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）。

(3) 障害者を多数雇用している事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 次の①～③に掲げる要件を全て満たす事業所（重度障害者多数雇用事業所）

① 障害者の雇用者数が5人以上であること。

② 障害者の割合が従業員の20パーセント以上であること。

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上であること。

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ア 食品類（パン、弁当、焼き菓子等）
- イ 農作物等（野菜、草花、種苗等）
- ウ 雑貨・小物（アクセサリー、アクリルたわし、袋等）
- エ その他対象施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 清掃及び施設管理
- イ 草刈り、花壇整備
- ウ 軽作業（紙折り、封入、組立て等）
- エ その他対象施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 市は、対象施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各部局に提供するほか、市ホームページなどを活用し、外部にも情報提供を行う。
- (2) 物品等は、対象施設等から直接調達するほか、物品等の調達を対象施設等にあわせし、及び市と対象施設等との間において物品等の調達を仲介する業務を行う共同受注窓口として別に定める団体を活用して対象施設等からの調達を行う。
- (3) 各部局においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用し、対象施設等からの調達を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市は、この方針を策定し、又は見直したときは、市ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 市は、当該年度の調達実績を遅滞なく取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

8 調達目標

調達目標額については、前年度調達した実績額を上回ることを目標として設定する。

9 所管する事務等

(1) 福祉部障害福祉課

調達方針の策定及び公表、対象施設等との連絡調整及び対象施設等から調達可能な物品等の情報収集等に関すること。

(2) 企画財政部契約検査課

調達実績の取りまとめ及び公表、調達の推進等に関すること。